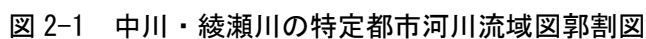


雨水浸透阻害行為の許可を要する行為は、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を妨げるおそれのある 1,000 m²以上のものをいう。

特定都市河川流域は行政界で定められたものではないため、開発等を行う場所が特定都市河川流域に該当するかどうかは、流域図に基づき確認するものとする。

全体図等：https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000876606.pdf



2 雨水浸透阻害行為の類型について

2.1 雨水浸透阻害行為の許可を要する行為

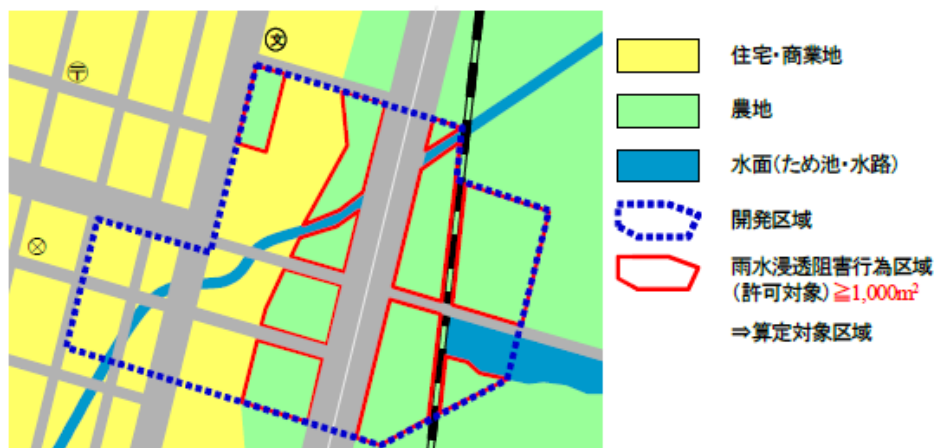
雨水浸透阻害行為の許可を要する行為は、以下の特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を妨げるおそれのある以下のものをいう。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。なお、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事等においては、地表面を全面的にコンクリート等で覆うものが対象となる。）
- (3) (1)及び(2)のほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある次の行為
 - ① ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
 - ② ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

2.2 面積の確認方法

下図に示すケースでは、青点線内を開発区域（行為区域）としている。その内、住宅・商業地や水面は、既に雨水の流出率が高くなっている土地として、当該土地における行為は対象とならず、赤枠内の農地が雨水浸透阻害行為区域となる。この赤枠内の面積が1,000 m² (0.1ha) 以上の場合、雨水浸透阻害行為の許可申請をしなければならない。

（面積の確認手順については、P3-1 参照）



注）許可申請が必要となった場合、雨水貯留浸透施設等の対策工事によって行為後の雨水流出量の最大値を許容放流量等まで抑制する検討を行うことになる。

2.3 土地利用形態の変化の確認と雨水浸透阻害行為

雨水浸透阻害行為の許可等の対象となる行為を判断するにあたっては、行為前後の流出係数の区分ごとの土地利用形態及び面積を確認する。（計算方法はP3-6～3-8を参考）

なお、許可の対象となる雨水浸透阻害行為については、図 2-2、2-3、表 2-1 を参考とする。

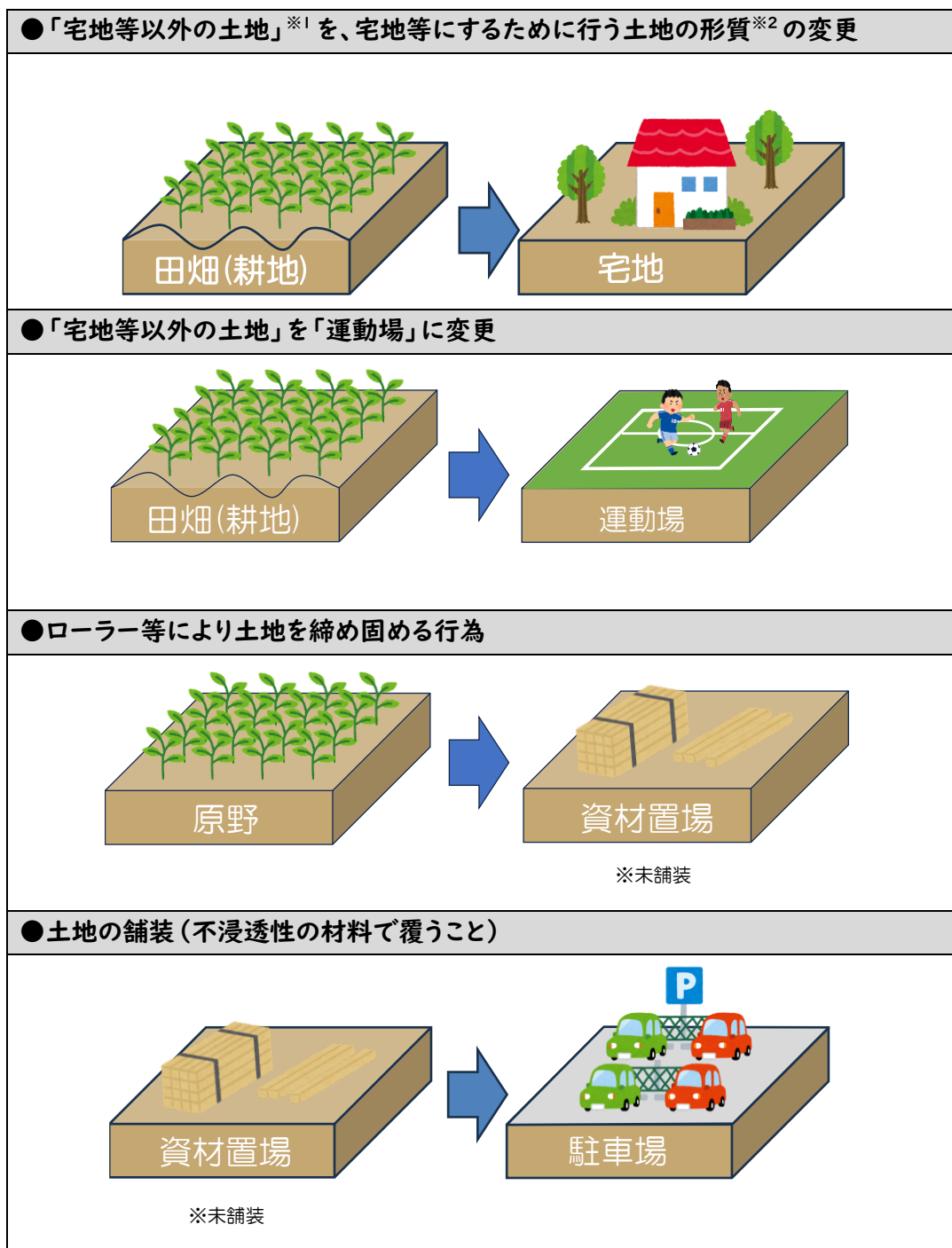


図 2-3 許可が必要となる雨水浸透阻害行為の例

※1「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等以外の土地」：山地、耕地、原野等

※2 土地の形状と土地の性質をいう。土地の形状とは、土地の立体的な状態（土地の起伏）のことであり、土地の形状を変更する行為とは、造成工事等によって土地の立体的状態を変更する行為（切土、盛土または整地による土地の起伏の変更）のことである。また、土地の性質とは、土地利用の用途のことであり、「宅地」、「公共施設用地」、「その他」等の用途に分けられる。なお、「田畑転換」は、上記の「許可が必要となる雨水浸透阻害行為」には含まれない。

表 2-1 許可の対象となる雨水浸透阻害行為

【ガ P6-8】

		行為前の土地利用												
		告示別表 1 (宅地等)					告示別表 2 (舗装された土地)		告示別表 3 (土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地)		告示別表 4 (別表 1 ～ 3 以外の土地)			
		宅地	池沼・水路・ため池	道路	鉄道線路	飛行場	コンクリート (法面除く)	コンクリート (法面)	ゴルフ場、運動場類※2	締固められた土地	山地	人工植生法面	林地・耕地・原野類	
行為後の土地利用	宅地	宅地等における行為は 法第 30 条各号に規定する 雨水浸透阻害行為に該当しない					令第 7 条第 2 号の 規定により舗装された土地における行為 は許可を要しない		該当 (法第30条第1号)					
	池沼・水路・ため池													
	道路													
	鉄道線路													
	飛行場													
	コンクリート (法面除く)								該当 (法第30条第 2 号) (コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うこと)					
	コンクリート (法面)													
	ゴルフ場、運動場類 ※2								令第 8 条 第 1 号に 該当しない	該当 (令第 8 条第1号)				
	締固められた土地								令第 8 条第 2 号除外規定により該当しない				該当 (令第 8 条 第 2 号)	
	山地								法第30条各号に規定する雨水浸透阻害行為に該当しない					
	人工植生法面													
	林地・耕地・原野類													

※ 1 : 告示は、流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成 16 年国土交通省告示第 521 号）。令は、特定都市河川浸水被害対策法施行令

※ 2 : 雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る

【主な土地利用のイメージ】



表 2-2 特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為の許可の要否に係る一覧【ガ P6-8】

ケース	許可の要否	
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	不要	ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	不要	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	不要	排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	必要	土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	必要	締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	必要	事業の目的や主体によらない (行為の内容に着目)
農地の底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	必要	土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	必要	土地の宅地化に該当する

※ 「水田を整地して、未舗装駐車場として造成する」とは、水田のみを対象としているのではなく、畑や雑種地も含まれる。

2.4 雨水浸透阻害行為の許可を要しない行為

雨水浸透阻害行為に該当しない行為としては以下のもの挙げられている。

- 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為
- 既に舗装されている土地において行われる行為
- 土地の一時的な利用に供する目的で行う行為及び非常災害の為に必要な応急措置として行う行為
- 既着手行為（法第 30 条から第 43 条までの規定の適用日時点で以下の状態にある行為）

【ガ P6-13(一部改変して作成)】

- ・既に工事に着手している行為
- ・都市計画法第 29 条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- ・事業採択されている等、既に事業化されている行為
- ・都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る許可を受けているもの
- ・その他、農地法や県雨水条例等、他法令の許可を受けているものなど、許可権者が既着手行為として認めるもの。

詳細については、次ページ参照

表 2-3 許可を要しない雨水浸透阻害行為等の一覧

許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲		備考
許可を要しない雨水浸透阻害行為	(1) 通常の管理行為、軽易な行為（法第30条ただし書）	
	1) 主として農地又は林地の保全を目的として行う行為（令第7条第1号）	
	a) 農地を保全する行為	ただし、これら以外の農業用道路のみの新設、変更又は保全を行う行為、未墾地を対象とした農地の造成と一体的に行う農業用排水路、ため池、揚排水機場等の農業用排水施設及び農業用道路の新設又は変更を行う行為並びに集落道、集落排水路、公園の整備等の農村の生活環境の改善のための行為については、令第6条に規定する行為に該当しないものである。
	イ. 農業用排水施設を新設、変更又は保全する行為	
	ロ. 農地の区画整理、改良又は保全する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設若しくは農業用道路を新設、変更、又は保全する行為	
	ハ. 地表面を全体的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う以外の地すべりを防止する行為	
	ニ. 災害により被災した農業用排水施設又は地すべり防止施設（ハ.に揚げるものに限る。）を復旧する行為	
	ホ. 災害により被災した農地を復旧する行為及びこれと一体的に行う農業用排水施設、農業用道路（拡幅の場合を除く。）又は地すべり防止施設（ハ.に揚げるものに限る。）を復旧する行為	
	b) 林地を保全する行為	ただし、これら以外の用地整備及び排水施設の新設又は変更を行う行為、主として山村の生活環境の改善等のために行われる公園の整備並びに集落道等の新設又は変更を行う行為については、令第6条に規定する行為に該当しないものである。
	イ. 森林法第5条及び第7条の2に規定する地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に記載された林道（一級林道及びそれ以上の規格を有する林道を除く。）の新築及び改築	
	ロ. 作業道の開設	
	ハ. 保安施設事業、地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事の実施（災害により被災した林地荒廃防止施設又は地すべり防止施設の復旧に関する工事を含む。地すべり防止工事のうち地表面を全面的にコンクリート等の不透水性の材料で覆う工事を除く。）	
	ニ. 災害により被災した林地を復旧するために行う土留工、法枠工、水路工、植栽工等の工事の実施	
	2) 既に舗装されている土地において行う行為（令第7条第2号）	
	3) 仮設の建築物の建築その他の土地の一時的な利用に供する目的で行う行為（令第7条第3号） （当該利用に供された後に当該行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）	原則としてこれらの仮設物等の設置の期間が1年（建築物の建築又は工作物の設置の工事を施工するため、その工事期間中当該建築物又は工作物に替えて必要となるものとしてこれらの仮設物等を設置する場合にあっては、1年を超えるものであっても建築物又は工作物その他の仮設物の施工上必要と認める期間とする。）を超えないもの又は簡易な基礎構造物により建築又は設置されたもの
	4) その他（ガイドライン6-22） （行為後においても農地であると都道府県農地担当部局又は農業委員会によって判断される農業用のビニールハウス・ガラスハウスの設置及び農作物栽培高度化施設の取扱い等）	農作物栽培施設等ビニールハウス内部の底面をコンクリート等で覆う場合は許可対象となる
	(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為（法第30条ただし書）	河川等の水防活動並びに施設及び設備の応急復旧は、雨水浸透阻害行為の許可を要しない
	(3) 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点における既着手行為（ガイドライン6-13～15）	
	1) 既に工事に着手している行為	
	2) 都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの	
	3) 事業採択されている等、既に事業化されている行為	
	4) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る許可を受けているもの	
	(4) 降雨が特定都市河川に流出しない土地において行う行為の取扱い	
流域水害対策計画に基づいて行われる行為		法第30条本文

※ガイドラインの P6-19「許可を要しない雨水浸透阻害行為等の一覧」を一部改変して作成。

3 他法令等との調整

雨水浸透阻害行為の許可に関して、他法令等に係る流出抑制対策が同時に必要となる場合は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき実施される対策工事として設置する雨水貯留浸透施設は、対策工事の計画についての技術的基準の範囲において、他法令等の技術基準による対策の機能を兼ね備えた対策工事として計画することが望ましい。また、雨水貯留浸透施設の設置は、他法令等に基づいて設置された排水施設及び擁壁の機能が損なわれることのないよう計画することについて、関係諸機関と調整、協議等を行うこと。

【ガ P6-45】

許可の申請は、各々の法令等に基づく申請手続きが必要となる。ただし、許可申請書等に添付する図書（図面等）は、申請手続きの簡素化のため、兼ねることができる。

【他法令等の許可申請と合わせて申請が必要な場合の手続きの概要】

特定都市河川浸水被害対策法
【法】

0.1ha 以上の
雨水浸透阻害行為

都市計画法の開発許可・県雨
水条例等【他法令等】

0.05ha～1ha 未満、
1ha 以上の開発行為等

法に基づく雨水浸透阻害行為と他法令等に基づく雨水流出抑制が対象となる場合

- ・機能を兼ね備えた対策工事として計画
- 法と他法令等の雨水流出抑制対策を比較して、雨水流出抑制量が大きい方※¹の対策を講じる。
- 例①：開発面積 1ha 以上で、法と県雨水条例の申請手続きが必要な案件の場合
法による対策量と県雨水条例による対策量（県北 700m³/ha、県南 950m³/ha）を比較
- 例②：開発面積 1ha 未満で、法と都市計画法の開発許可の申請手続きが必要な案件の場合
法による対策量と都市計画法の開発許可の基準による対策量（注）を比較
（注）500m³/ha が基本対策量であるが、各市町の技術基準（自己用住居の特例等あり）を確認の上比較すること
- ・大きい方の雨水流出抑制量に基づき、対策工事を計画する。

許可申請の手続き

- ・法と他法令等のそれぞれの様式で「許可申請書」等を提出する必要がある。
（許可申請書等の添付図書（図面等）は、法と他法令等で共通のもので可）

工事完了検査と標識設置

工事完了検査

- ・法と他法令等に基づき、それぞれ工事完了検査を実施する。（両者で調整し同日に検査を実施することは可能）

標識の設置

- ・法第 38 条に基づく標識：検査合格後、許可権者が標識を設置することが基本。ただし、完成した構造物等に影響を与える場合も想定されるため、標識の設置位置や時期については両者で協議を行い決定する。この際、申請者が希望すれば、申請者が設置することも可能とする。
（運用例）
法第 30 条の許可申請時に、標識の「記載内容」「設置時期」「設置位置」について協議を行っておく。許可権者は、標識の作成を行う。
申請者が標識の設置を希望した場合は、許可権者から標識を受取り、工事完了検査前に現地に設置する。完了検査時に、許可権者は標識の設置状況を確認する。
許可権者が標識の設置を行う場合は、検査完了後等に協議した位置に標識を設置する。
- ・県雨水条例第 16 条に基づく標識：申請者が標識を作成し設置する。

※ 1,000 m²=0.1ha、10,000 m²=1ha

※¹「雨水流出抑制量」は、「対策容量」及び「放流量」とし、以下により「雨水流出抑制量が大きい方」と定義する

【対策容量】「各地域の基準※²に基づく対策量（m³）」と「法第 30 条に基づく『対策工事』の実施において確保すべき貯留量（m³）」のうち、大きい方を適用する。

【放流量】「各地域の基準※²に基づく許容放流量（m³/s）」と「法第 30 条に基づく『対策工事』の実施における調整池からの放流量（m³/s）」のうち、小さい方を適用する。

※²「各地域の基準」とは、雨水流出抑制対策を求める他法令等による規制を指す。

(参考) 中川・綾瀬川流域の市町における雨水流出抑制対策を求める規制の一覧(令和6年10月現在)

表 2-4 雨水流出抑制対策を求める規制一覧(中川・綾瀬川流域の市町)

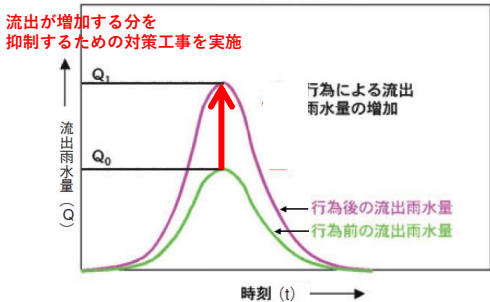
令和6年10月現在

市町名	要綱などの名称	施行年月日	他法令等の記述場所	開発面積 (ha)	対策量 (m ³ /ha)	時間雨量 (mm)
熊谷市	雨水流出抑制施設の手引き	R2.4改定	対策基準	～0.05	各戸貯留(浸透)施設等の設置に努める	
				0.05～1.00	500	
				1.00～	700	
行田市	行田市開発行為等に関する指導要綱	R3.2	行田市開発行為等に関する雨水流出抑制施設設置基準 (R3.2)	0.05～1.00	500	
				1.00～	700	
羽生市	羽生市開発指導要綱	R2.9.30	第15条 雨水流出抑制施設設計の手引き 4. 雨水流出抑制施設の必要対策量の算定	～0.05	各戸貯留(浸透)施設等を積極的に設置し、雨水の流出抑制に努めること	
				0.05～1.00	500	
				1.00～	700	
加須市	加須市住みよいまちづくり指導要綱	R6.4	別表第2 (第15条関係)	～0.05	各戸貯留(浸透)施設等を設置すること	
				0.05～1.00	500	
				1.00～	700	
鴻巣市	鴻巣市開発事業指導要綱	R3.4.1	第4章宅地造成 3. 調整池及び雨水流出抑制 鴻巣市雨水排水流出抑制施設設置基準	0.05～1.00	500	
北本市	北本市雨水流出抑制施設設置基準	R3.4改正	参考資料 雨水流出抑制施設対策量の必要性及び容量の検討	0.05～1.00	500	
久喜市	久喜市開発行為等指導要綱	H26.4.1	別表第3 (第8条関係)	0.05～1.00	500 (C×I×A×T)	50
				1.00～	700+湛水量	
幸手市	幸手市開発行為等指導要綱	R6.4.1改正	第7条	～1.00	500	
				1.00～	700	
杉戸町	杉戸町開発行為等指導要綱	H30.12.1	開発行為に関する技術的基準等 5. 雨水流出抑制施設(調整池等)の整備 (p39)	0.05～1.00	1/360×C×I×A×3600	50
宮代町	宮代町開発指導要綱	R3.4.1	(流出抑制量の算出等) 第2.6条 宮代町雨水排水処理基準	～1.00	Q=C×I×A	50
白岡市	白岡市開発行為等指導要綱	H30.4.1	(雨水流出抑制) 第39条 (p13) 白岡市開発行為等指導要綱催促 第9条 (p39)	0.05～1.00	500	
				1.00～	700	
蓮田市	蓮田市雨水排水流出抑制施設設置基準	H26.10.1	雨水排水流出抑制量の算定	0.05～1.00	500	50
桶川市	桶川市雨水排水流出抑制施設設置指導基準	H29.4.1	2. 雨水排水流出抑制量の算定	0.05～1.00	500+湛水量(過去の実績に応じた量)	
伊奈町	伊奈町開発行為等に関する指導要綱(改正案)	R5.4.1	11 雨水 (p4) 伊奈町雨水排水流出抑制施設設置基準 2. 適用	～0.05	各戸貯留又は浸透施設等の設置に努める	
				0.05～1.00	500	
上尾市	上尾市開発行為等に関する指導要綱(改正案)	R3.4改正	4 上尾市開発行為等の許可に関する審査基準 (p19～)	～1.00	500	
				1.00～	900	
さいたま市	都市計画法に基づく開発許可等手引書	R6.4版	2. 技術基準編 第1 第7章	～0.30	(C1-C2)×I×A	
				0.30～1.00	500	
春日部市	春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例	R3.4.1	技術基準 6. 雨水流出抑制施設の基準	～0.05	各戸貯留又は浸透施設等の設置	
				0.05～1.00	500	
松伏町	松伏町宅地開発指導要綱 都市計画法に基づく開発許可制度の解説	R.4.4.1 H27版	要綱(雨水) 第9条 解説 第7章 技術基準	～1.00	・原則、宅内処理とする ・Q=1/360×C×I×A	
越谷市	越谷市街の整備に関する条例施行規則	R3.4改正	第29条	0.05～1.00	500	
	越谷市まちの整備に関する条例	R5.4改正	第37条			
川口市	川口市開発許可審査基準	H31.4.1	川口市宅地開発等に関する手引き 4 排水計画 (p69～)	0.05～1.00	C×I×A	50
草加市	草加市開発事業等の手続及び基準に関する条例	R4.4.1	別表第5 (第32条関係) 4 その他の土地利用	～0.05	雨水浸透ますの設置	
				0.05～1.00	500	
吉川市	吉川市まちづくり整備基準条例	R4.9改正	(雨水流出抑制施設) 第11条	～0.05	浸透ます又は浸透トレンチ管	
				0.05～1.00	500	
八潮市	八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例	R2.7.1	別表第4 (第76条関係) 4 雨水流出抑制施設	～0.05	雨水浸透ます	
				0.05～1.00	500	
三郷市	三郷市開発事業等の手続等に関する条例	H23.1.1	雨水流出抑制施設の整備 条例 第19条関係 (p11～)	0.05～0.10	貯留(浸透)施設等の設置	
				0.10～1.00	500	

※ 適宜見直しが行われることもあるため、最新情報は各市町に確認のこと

4 特定都市河川浸水被害対策法と都市計画法の開発許可による基準の関係

特定都市河川浸水被害対策法と都市計画法の開発許可の基準の関係は以下のとおりとなる。

	特定都市河川浸水被害対策法	都市計画法の開発許可基準・ 県雨水条例
対象箇所	特定都市河川流域	各市町・県
許可を要する行為規模	1,000m ² (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為	各市町：500m ² (0.05ha) ～ 1 ha未満の開発行為 県：1ha以上の開発行為等の雨水流出増加行為や湛水想定区域内の盛土
対象行為	宅地等以外の土地において雨水の流出増をもたらす行為（行為の主体や目的による別はなく、公的主体が行うものにおいても対象としている） ・宅地等にする開発行為 ・土地の舗装 ・土地の締固め、道路・鉄道 など	都市計画法に規定する開発行為等（特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象としている市町もあるため、各市町の基準を参照）
土地利用形態の変更の判断基準	基本的に、申請時点を基準とする。 なお、特定都市河川法第30条の施行時点(R7.7)の情報も用いて総合的に判断することが望ましい。	申請時点を基準とする。
必要対策量	・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定  雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「【中川・綾瀬川流域版】調整池容量計算システム」を用いる） 申請毎に個別に算定 ↔ 一律の調整容量等 雨水流出抑制量の大きい方を適用	・一律の調整容量等をもとに算定 市町は500m³/ha等、県条例は県北700m³/ha、県南950m³/ha 
申請	<u>申請は、特定都市河川浸水被害対策法と都市計画法の開発許可等の双方の手続きが必要</u>	
標識設置	許可権者が設置 ※ 申請者との協議により申請者が設置することも可	申請者が設置 ※ 県雨水条例の場合

4.1 特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為の許可窓口と都市計画法の開発許可の窓口

開発行為申請者（事業者）の皆さまへのお知らせ

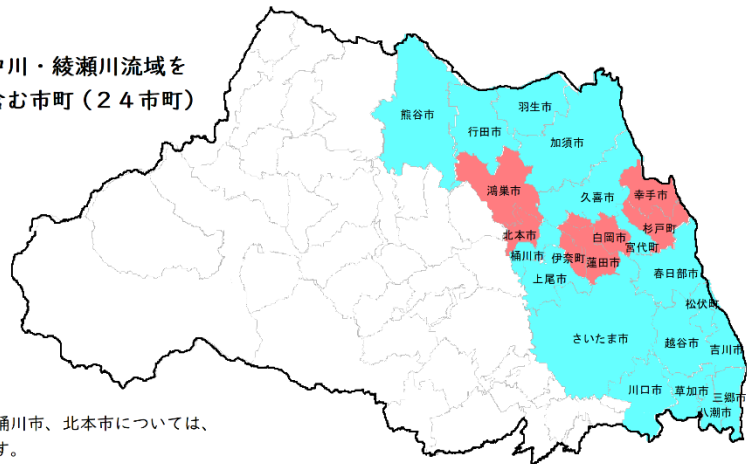
～雨水流出抑制施設の設置に関する許可の窓口について～

現在、埼玉県内においては、開発行為に対して面積規模に応じて、県または市町村の条例・要綱等により、雨水流出抑制対策（貯留・浸透施設の設置）をお願いしております。

令和7年7月1日から、中川・綾瀬川流域においては、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「特定都市河川法」という。）が全面的に適用され、流域内の市町において宅地等以外の土地で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水が染み込みにくくなる行為）には、知事等の許可が必要となり、流出雨水量の増加について対策（貯留・浸透施設の設置）を求めます。（特定都市河川法第30条の許可）**許可の窓口は、対象面積や市町により異なりますのでご注意ください。**



中川・綾瀬川流域を
含む市町（24市町）



※ さいたま市、熊谷市、川口市、加須市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市については、市町内の一部地域が中川・綾瀬川流域でない場合もあります。
詳細な範囲については、以下の中川・綾瀬川流域の特定都市河川に係るHPを参照ください。
<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01157.html>（国土交通省HP）

政令指定都市、中核市、権限移譲済市町
権限移譲なし市町（5市2町）

<対象面積1,000㎡以上～1ha未満>

※別途、各市町の条例・要綱等（※）に基づく対策との調整が必要です。

<特定都市河川法の許可事務を市町が実施> （政令指定都市、中核市）

- さいたま市 ○川口市 ○越谷市
（権限移譲市町）
○熊谷市 ○行田市 ○加須市 ○春日部市 ○羽生市
○上尾市 ○草加市 ○桶川市 ○久喜市 ○八潮市
○三郷市 ○吉川市 ○宮代町 ○松伏町

雨水浸透阻害行為許可
（特定都市河川法）

開発行為に伴う許可
（各市町条例・要綱等）

各市町 担当課・所（※）

<特定都市河川法の許可事務を県が実施>

- 鴻巣市 ○北本市 ○伊奈町 ○蓮田市 ○幸手市
○白岡市 ○杉戸町

雨水浸透阻害行為許可
（特定都市河川法）

開発行為に伴う許可
（各市町条例・要綱等）

県 河川砂防課

各市町 担当課・所（※）

！注！窓口が分かれています

<対象面積1ha以上>

※別途、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（県雨水条例）の許可が必要です。

- （政令指定都市、中核市）
○さいたま市 ○川口市 ○越谷市

雨水浸透阻害行為許可
（特定都市河川法）

雨水流出増加行為許可
（県雨水条例）

各市 担当課・所（※）

県 河川砂防課

！注！窓口が分かれています

政令指定都市、中核市を除く、全ての流域市町

雨水浸透阻害行為許可
（特定都市河川法）

雨水流出増加行為許可
（県雨水条例）

県 河川砂防課

※各市町の条例・要綱に関する基準及び窓口は裏面をご確認ください。

〔開発行為に伴う雨水流出抑制対策に関する基準や申請・お問い合わせの窓口〕

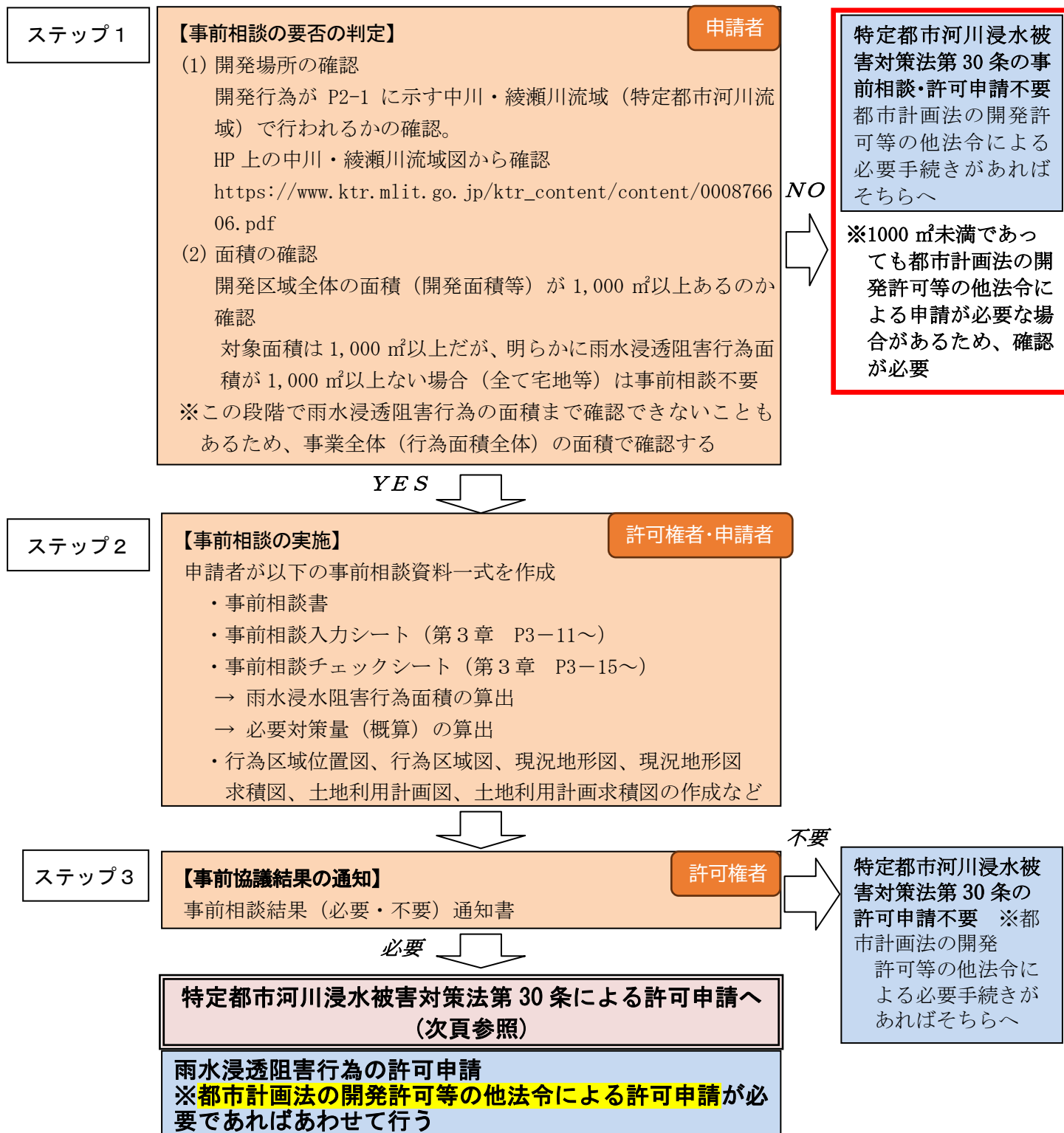
- さいたま市：都市計画法に基づく開発許可等手引書（技術基準編）
（見沼区、岩槻区）北部建設事務所 河川整備課 TEL：048-646-3231
（緑区）南部建設事務所 河川整備課 TEL：048-840-6231
- 熊谷市：雨水流出抑制施設の手引き
河川課 TEL：048-524-1111(代)
- 川口市：川口市雨水流出抑制指針・マニュアル
河川課 管理係 TEL：048-280-1209
- 行田市：行田市開発行為等に関する雨水流出抑制施設設置基準
道路治水課 治水担当 TEL：048-550-1553
- 加須市：加須市住みよいまちづくり指導要綱
治水課 治水計画担当 TEL：0480-62-1111
- 春日部市：春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例（技術基準）
河川課 河川整備担当 TEL：048-736-1134
- 羽生市：羽生市雨水流出抑制施設設置基準
建設課 治水係 TEL：048-561-1121(内線 251)
- 鴻巣市：鴻巣市雨水排水流出抑制施設設置基準
道路課 計画担当 TEL：048-541-1321
- 上尾市：上尾市開発事業指導要綱
建設管理課 占用・管理担当 048-775-8597
- 草加市：草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例
河川課 計画係 電話 048-922-2172
- 越谷市：越谷市まちの整備に関する条例
河川課 TEL：048-963-9203
- 桶川市：桶川市雨水排水流出抑制施設設置指導基準
道路河川課 河川係 TEL：048-788-4955（直）
- 久喜市：久喜市開発行為等指導要綱細則
都市計画課 開発指導係 TEL：0480-22-1111
- 北本市：北本市雨水流出抑制施設設置基準
建築開発課 指導担当 TEL：048-594-5550
- 八潮市：八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例
建設管理課 建設管理係 TEL：048-996-3422（直通）
- 三郷市：雨水浸透阻害行為許可
河川課 治水管理係 TEL：048-930-7735
三郷市開発事業等の手続等に関する条例
開発指導課 開発指導係 TEL：048-930-7742
- 蓮田市：蓮田市雨水排水流出抑制施設設置基準
道路課 管理担当 TEL：048-768-3111
- 幸手市：幸手市開発行為等指導要綱
建築指導課 開発指導担当 TEL：0480-43-1111
- 吉川市：吉川市まちづくり整備基準条例
河川下水道課 総合治水担当 TEL：048 - 982-9981
- 伊奈町：伊奈町開発行為等に関する指導要綱
都市計画課 都市計画係 TEL：048-721-2111
- 宮代町：宮代町雨水排水処理基準
まちづくり建設課 建築開発担当 TEL：0480-34-1111（内線 344・345）
- 白岡市：白岡市開発行為等指導要綱
建築課 開発指導担当 TEL：0480-92-1111（開発許可に関すること）
上下水道課 管理担当 TEL：0480-92-1645（雨水流出抑制施設設置基準等に関すること）
- 杉戸町：杉戸町開発行為等指導要綱
建築課 開発建築指導担当 TEL：0480-33-1111（内線 345・346）
- 松伏町：雨水浸透阻害行為許可
まちづくり整備課 土木担当 TEL：048-991-1823
松伏町宅地開発指導要綱、都市計画法に基づく開発許可制度の解説
新市街地整備課 開発建築担当 TEL：048-991-1858
- 埼玉県：雨水流出抑制施設の設置等に関する条例
河川砂防課 計画調査・流域治水担当 TEL：048-830-5164 FAX：048-830-4865

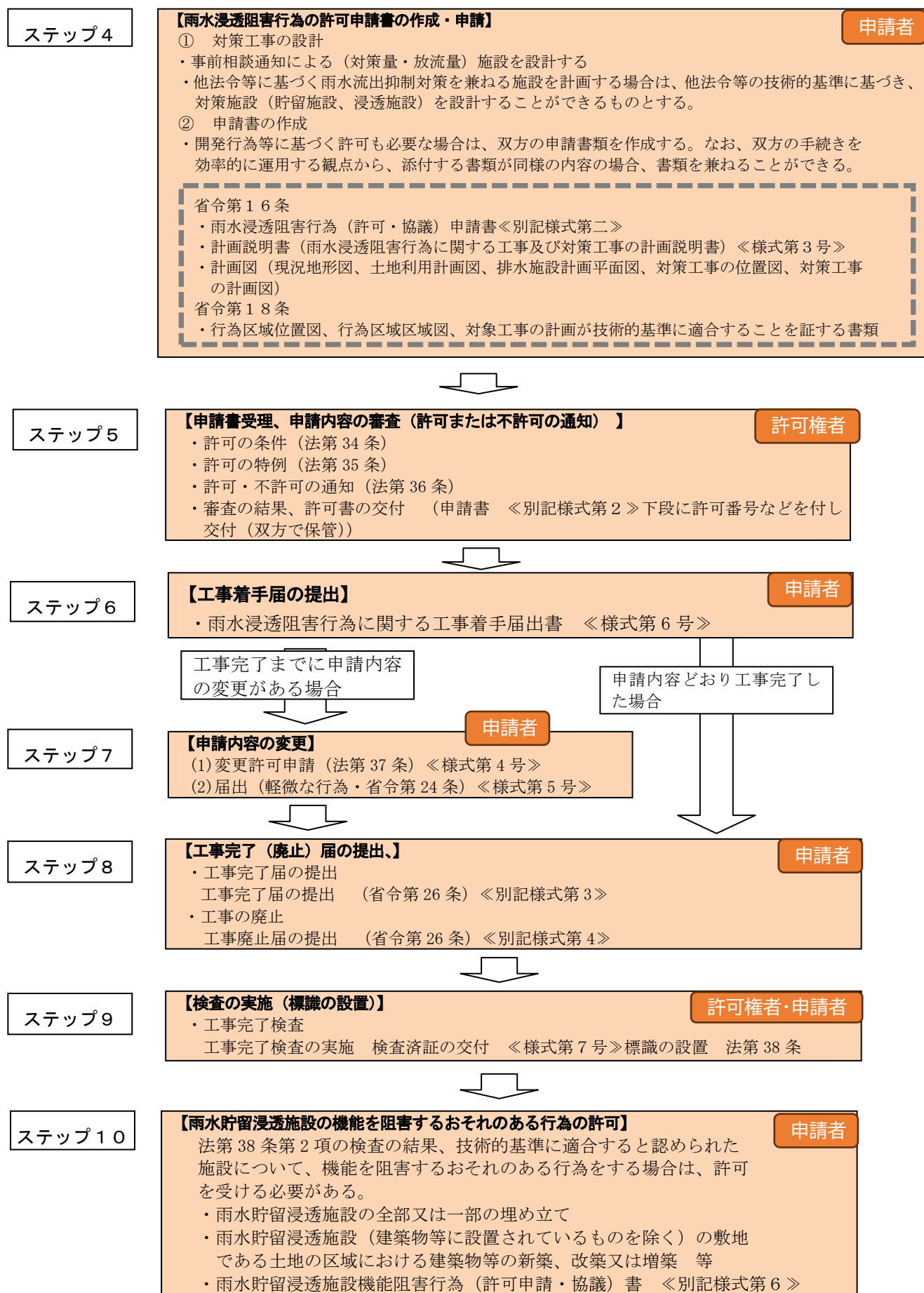
5 特定都市河川浸水被害対策法の申請・許可等の事務手続きの流れ

特定都市河川流域内で雨水浸透阻害行為を行おうとする者は、雨水浸透阻害行為面積を確認し、1,000m² 以上の場合であれば許可申請手続きに進み、法・省令で定める申請書を知事等※に提出しなければならない。

(※知事、政令指定都市・中核市及び事務を権限移譲している市町においては市町長)

図 2-4 特定都市河川浸水被害対策法第 30 条の手続きフロー





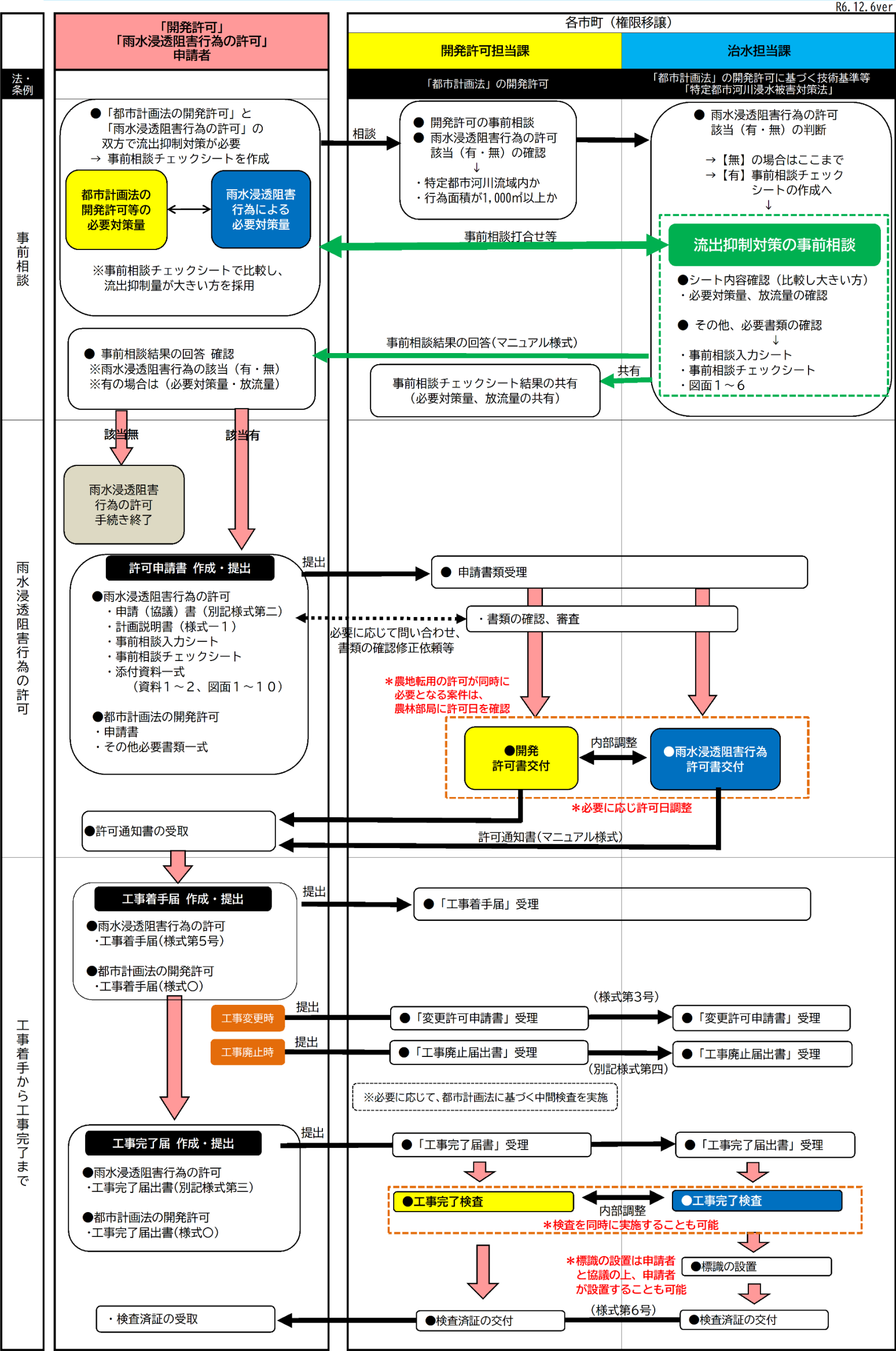
●特定都市河川浸水被害対策法第30条（1,000㎡以上1ha未満）と都市計画法の開発許可の調整フロー図【基本形】

※都市計画法の開発許可等との調整が必要となる行為

権限移譲あり

※都市計画法の開発許可権者：各市町▲▲課

※特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為の許可権者（1,000㎡以上1ha未満）：各市町●●課



※手続きの詳細は、各許可権者と確認しながら進めてください。市町によっては、「手続き条例」において、手続きの詳細を定めている場合があります。

※都市計画法の開発許可において、許可対象規模により『盛土規制法』のみなし規定が適用されない場合があるため、別途『盛土規制法』に係る手続きを確認すること。

●特定都市河川浸水被害対策法第30条と都市計画法の開発許可の調整フロー図【基本形】

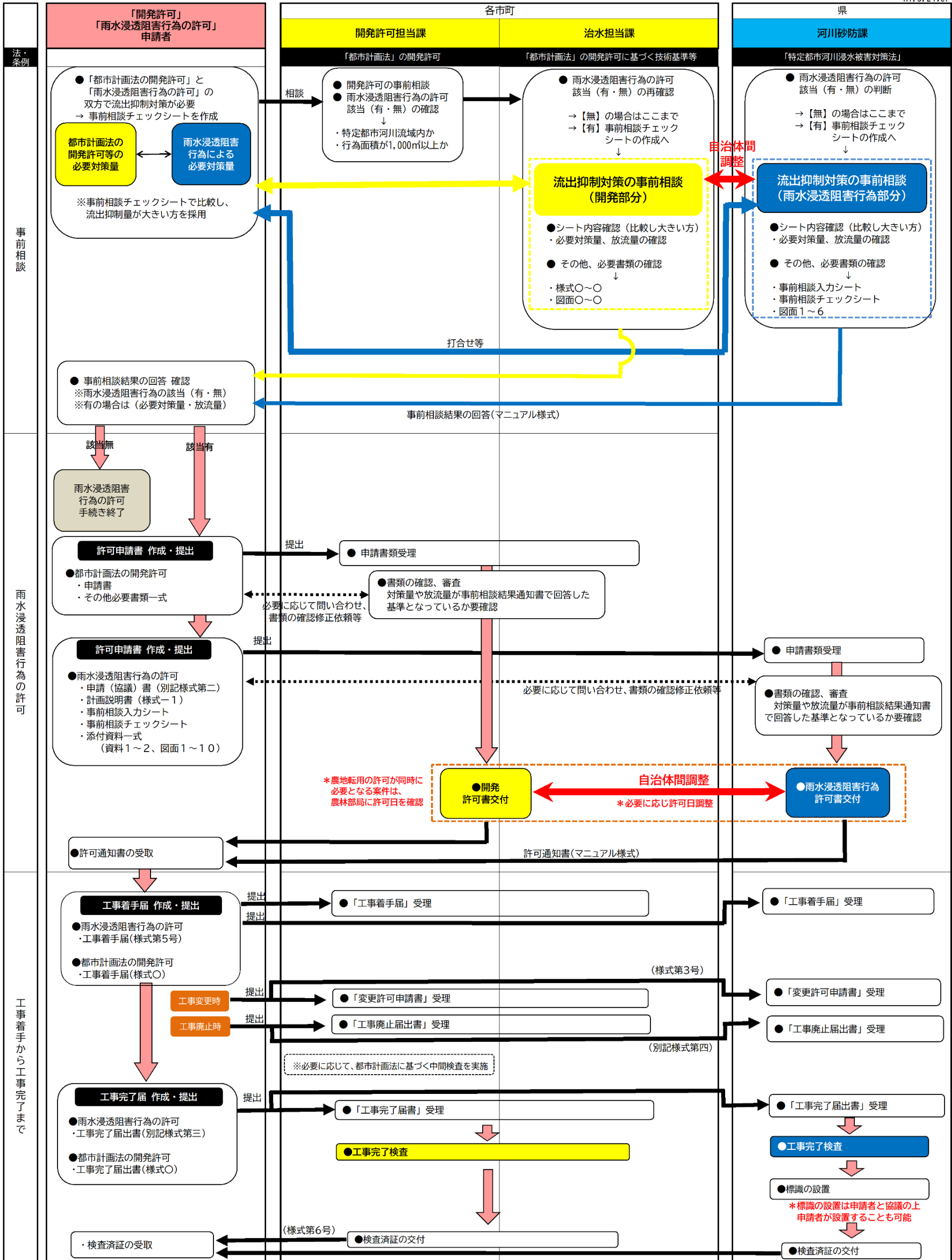
※都市計画法の開発許可等との調整が必要となる行為

※都市計画法の開発許可権者：各市町▲▲課

※特定都市河川浸水被害対策法の雨水浸透阻害行為の許可権者：県

権限移譲なし

R7.3.24ver



※手続きの詳細は、各許可権者と確認しながら進めてください。市町によっては、「手続き条例」において、手続きの詳細を定めている場合があります。

※都市計画法の開発許可において、許可対象規模により『盛土規制法』のみなし規定が適用されない場合があるため、別途『盛土規制法』に係る手続きを確認すること。

さいたま市・越谷市・川口市

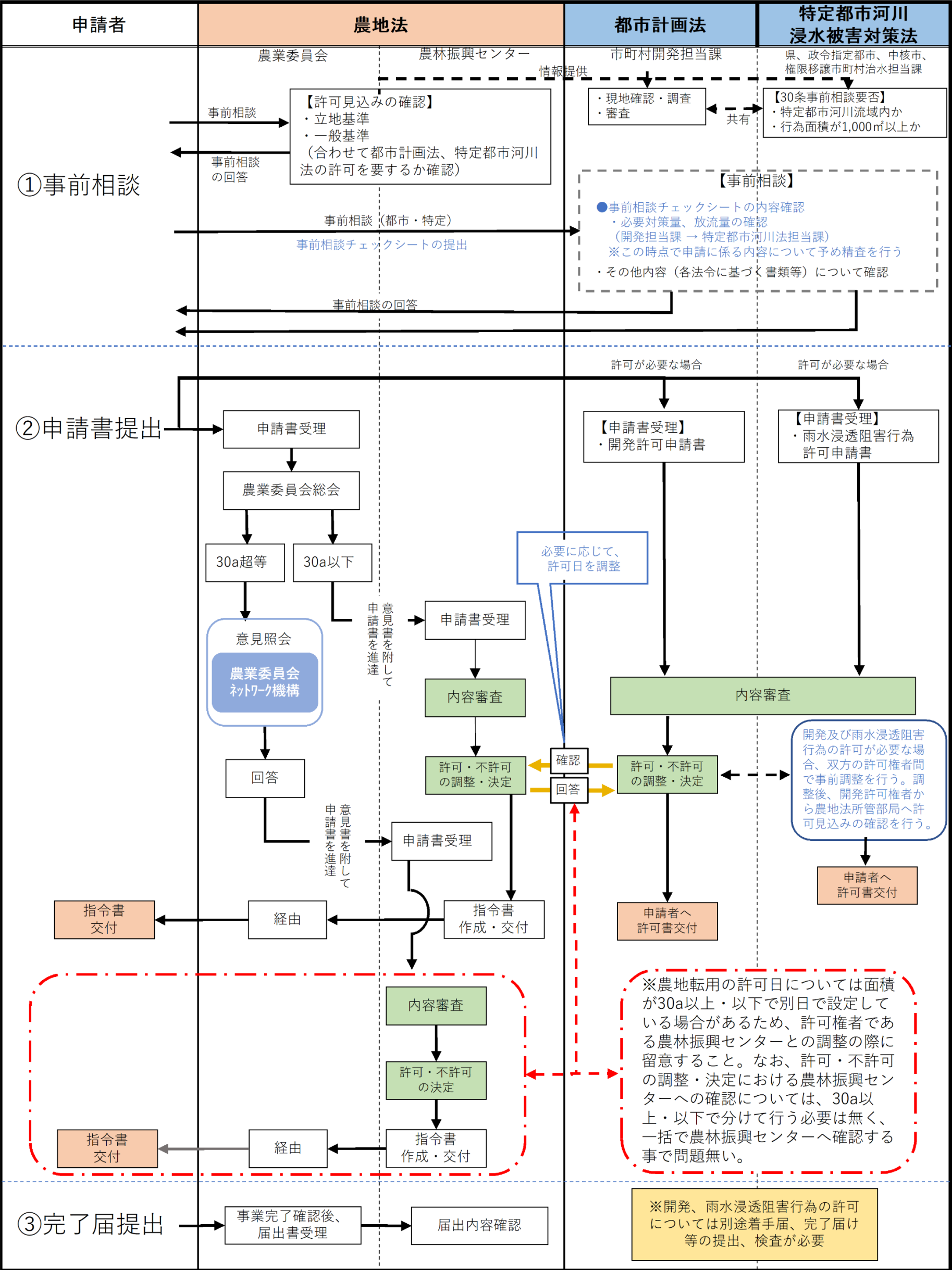
※都市計画法の「開発許可」権者　：　市▲▲課

※特定都市河川浸水被害対策法の「雨水浸透阻害行為の許可」権者：市●●課

※埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の「雨水流出増加行為の許可」・「湛水想定区域内盛土の届出」権者： 県



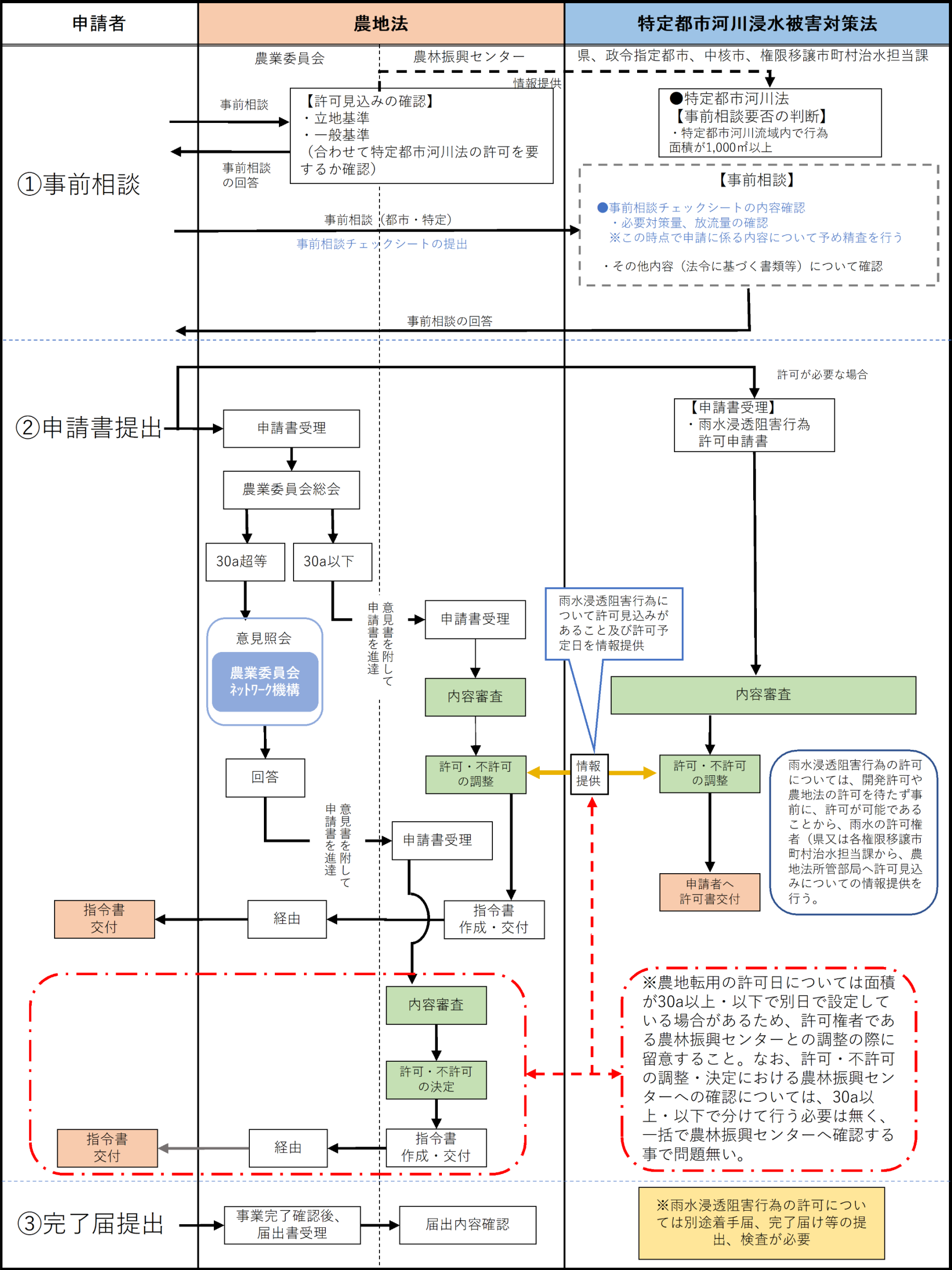
※都市計画法の開発許可において、許可対象規模により『盛土規制法』のみなし規定が適用されない場合があるため、別途『盛土規制法』に係る手続きを確認すること。



※手続きの詳細は、各許可権者と確認しながら進めてください。市町によっては、「手続き条例」において、手続きの詳細を定めている場合があります。

※都市計画法の開発許可において、許可対象規模により『盛土規制法』のみなし規定が適用されない場合があるため、別途『盛土規制法』に係る手続きを確認すること。

特定都市河川浸水被害対策法第 30 条と農地法の農地転用との調整フロー



※『手続き条例』において、別途手続きの詳細を定めている市町があるため、詳細は市町に確認しながら進めてください。